大阪市保健所感染症対策課（感染症予防事業）会計年度任用職員（保健師）募集要項

1　募集人数

１名程度

2　業務内容

・予防接種にかかる副反応や健康被害等の専門的な問い合わせに関する対応

・感染症予防事業にかかる各種事務作業（申請受付、書類審査、パソコン入力、書類作成、書類発送、事業に関する問い合わせ対応等）

3　応募資格

以下（１）～（３）全てに該当する者

（１）地方公務員法第16条各号に該当しない者（下記参照）

（２）パソコンの基本操作（エクセル、ワード）ができるとともに、誠実に職務を遂行できる者

（３）保健師免許を有する者

【地方公務員法第 16 条（抜粋)】

（欠格条項）

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

・この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

（注）日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4　任用期間

令和８年４月１日～令和９年３月 31 日まで

※業務の繁忙状況や勤務実績に応じて再度任用される場合があります。

（２回まで最長３年）

5　勤務条件等

（１）勤務日数・時間

・Ａ勤務：午前９時00分～午後５時15分（休憩45分含む）

週４日 30 時間（月曜日～金曜日のうち本市が指定する４日間）

・Ｂ勤務：午前９時00分～午後３時45分（休憩45分含む）

週５日 30 時間

（２）休日

・Ａ勤務：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12 月 29 日から翌年１月３日まで）、月曜日から金曜日のうち本市が指定する１日

・Ｂ勤務：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12 月 29 日から翌年１月３日まで）

（３）勤務場所

大阪市保健所感染症対策課（感染症グループ）

大阪市阿倍野区旭町１丁目２番７-1000　あべのメディックス10階

※令和８年度中に移転予定あり

移転先：大阪市中央区安土町 3 丁目 1-3（旧ヴィアーレ大阪）

（４）報酬等

報酬（月額）	211,004 円～228,752 円
期末手当（6 月・12 月に支給）	466,186 円～505,398 円（6 月・12 月の合計額）
勤勉手当（6 月・12 月に支給）	302,658 円～328,116 円（6 月・12 月の合計額）
年収見込	3,300,892 円～3,578,538 円

なお、上記の報酬等は募集時点のものであり、給与改定等により変更になることがあります。

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※期末手当は、1 年目は 6 月期 1.2625 月×75%・12 月期 1.2625 月です。再度の任用がなされた場合の 2 年目 以降は 2.525 月分となります。

※勤勉手当は、1 年目は 6 月期 1.0625 月×35%・12 月期 1.0625 月です。再度の任用がなされた場合の 2 年目以降は 2.125 月分となります。

※上記のほか、通勤手当等が支給されます。

（５）休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：12 日 付与期間：令和８年４月１日～令和９年３月 31 日
特別休暇	【有給】 ・夏季休暇　・忌引休暇　・結婚休暇　・産前産後休暇 ・配偶者分べん休暇　・育児参加休暇 ・災害等による通勤等の出勤困難な場合　など 【無給】 ・生理休暇　・妊娠障害休暇　・育児時間休暇 ・子の看護休暇（注）　・短期介護休暇（注）　・ドナー休暇 （注）別途取得要件あり

※上記のほか、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

（６）社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険

（７）服務

・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。

・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

（８）その他

・受験資格がないこと、申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

６　選考方法

口述試験

選考試験の結果については、合否に関わらず、受験者本人あて通知を送付します。

７　選考日時、選考場所

「受験案内」は送付しませんので申込みをされましたら、次の日時・集合場所にお越しください。

なお、応募人数の状況により、集合時間の変更連絡をする場合があります。

日　　時：令和８年２月 17 日（火）午前 10 時 00 分（受付は午前９時 30 分から）

集合場所：大阪市保健所感染症対策課（予防接種担当）

〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町１丁目２番７-1000 あべのメディックス 10 階

８　申込方法

（１）提出書類

次の書類等を「採用申込書在中」と朱書した封筒に入れて、持参又は送付により提出してください。なお郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。

なお、会計年度任用職員採用申込書・申し立て書はホームページからダウンロードしてください。

書類に不備がある場合は選考試験を受験できないことがあります。

１．大阪市会計年度任用職員採用申込書（所定様式）　１通

※過去３か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

２．申し立て書（所定様式）　１通

※欠格事項に該当しないことを確認し、必要事項を記入（自署）し提出してください。

３．　結果通知用封筒　１枚（長型３号封筒に 110 円切手を貼り、受験者の住所・氏名を記載したもの）

４．保健師免許証の写し

※送付により発生した事故については責任を負いません。
※送付料金不足の場合は受け付けができません。

（２）提出書類受付期間
令和８年１月 21 日（水）から令和８年２月 10 日（火）まで【当日必着】
※持参の場合は、平日午前９時～午後５時 30 分まで

（３）提出書類受付場所
大阪市保健所感染症対策課（予防接種担当）
住所：〒545-0051　大阪市阿倍野区旭町１－２－７-1000　あべのメディックス 10 階
電話：06-6647-0813

９　問い合わせ先
大阪市保健所感染症対策課（予防接種担当）
電話：06-6647-0813

１０　合格者の決定方法等
（１）口述試験の結果に基づき合格者を決定し、合格者は「任用候補者名簿」に登録されます。
（２）令和８年４月１日からの任用は「任用候補者名簿」から行います。
（３）令和８年度中に欠員が生じた場合は、欠員状況に応じて「任用候補者名簿」から任用を行います。
（４）欠員状況により、登録されても任用されない場合があります。
（５）任用候補者名簿の登録期間は、令和９年３月 31 日までとなります。

１１　その他
（１）提出書類に不備がある場合には返送することがあります。
なお、このために生じた申込みの遅延については、一切責任を負いません。
（２）この試験において提出された書類等は返却しません。
なお、提出書類等により取得した個人情報については、選考以外の目的には一切使用いたしません。また、応募に際して収集した個人情報は、採用試験の円滑な遂行のために用い、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和５年大阪市条例第５号）に基づき適正に管理します。
（３）受験当日の集合時刻より、30分以上遅刻した場合は受験をお断りいたします。
（４）合否については、受験者本人あてに送付します。なお、受験者本人以外にはお知らせできません。
（５）受験資格がないこと及び申込内容に虚偽が認められた場合には、合格・採用を取り消すことがあります。

（６）本採用は令和８年度予算の発効をもって有効とします。募集開始時点では令和８年度予算は成立していませんので、今後の状況により、今般の募集内容が変更となる可能性があることをご了承のうえ、お申し込みください。

大阪市保健所感染症対策課

所在地：大阪市阿倍野区旭町
１丁目２番７-1000 号
あべのメディックスビル 10 階

【最寄駅】各駅から徒歩５分

●大阪メトロ（御堂筋線・谷町線）
「天王寺駅」14 番出口

●ＪＲ
「天王寺駅」西口・南口

●近鉄南大阪線
「大阪阿部野橋駅」西改札口

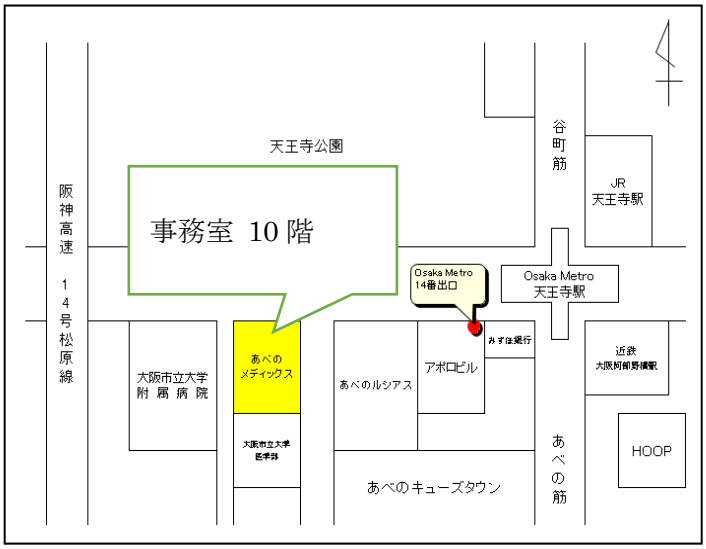

開庁日：土・日・祝日・年末年始（12 月 29 日から１月３日）を除く午前９時から午後５時 30 分

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で申込みを行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）
（倫理原則）
第４条　職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。
(職員倫理規則)
第８条　市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。
2　職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。
【その他遵守すべき事項の例】
・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること

・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
・入れ墨の施術を受けないこと